

助成金が変わります



中小企業緊急雇用安定助成金のうち

事業所内訓練の教育訓練費が変更になる予定です。

変更時期 : 平成23年4月1日以降の支給申請分

変更額 : 対象労働者1人1日

大企業2,000円、中小企業3,000円

支給申請時期	23年3月31日まで	23年4月1日から
大企業（雇用調整助成金）	4,000円	2,000円
中小企業（中小企業緊急雇用安定助成金）	6,000円	3,000円

財源となる雇用保険二事業の財政状況が厳しいことや、一部で事業所内訓練を中心に不正な受給も見られることから、平成23年度から事業所内訓練の教育訓練費の支給額を、上記の通り引き下げることになりました。

なお、事業所外訓練の教育訓練費の支給額は、

引き続き大企業4,000円、中小企業は6,000円です。



中小企業子育て支援助成金

変更の予定です

●支給対象

平成23年9月30日までに育児休業を終了し、復職後1年継続勤務をした対象育児休業者（更に変更の可能性が有）

●支給単価

支給要件を満たした日（育児休業終了の翌日から起算して1年を経過した日）が平成23年4月1日以降である対象育児休業者

対象	1人目	2～5人目
変更	80万円	60万円
変更前	100万円	80万円



育児休業取得促進等助成金

平成23年3月31日廃止予定

平成23年3月31日までに要件を満たした場合は、4月以降も今まで通り、助成金の支給申請が可能です。



両立支援 レベルアップ助成金

変更の予定です

- 代替要員確保コース
 - 休業中能力アップコース
- 対象事業主の変更**
中小企業及び大企業⇒
労働者数300人以下の事業主

- 育児・介護費用等補助コース
- 平成24年1月の申請で廃止**
平成23年8月31日までに要件を満たしたのものについては申請受付可能です。

- 助成金の申請先
平成23年9月から
労働局雇用均等室へ



介護未経験者確保等助成金

介護基盤人材確保等助成金

平成23年3月31日廃止の予定です

①介護未経験者確保等助成金

最初の対象労働者を平成23年3月31日までに雇入れた場合は、これまで通り支給申請は可能。

②介護基盤人材確保等助成金

改善計画および助成金申請計画を平成23年3月31日までに提出した場合は、これまで通り支給申請は可能です。

このほかにも変更がございますので、ご利用になる前に伏屋事務所までお問い合わせ下さい。